

夢の子保育園重要事項説明書

社会福祉法人賢儀天寿会

夢 の 子 保 育 園

◆◆目次◆◆

1.事業の目的	1
2.運営の方針及び保育の目標	1
3.当園の概要	1
4.開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日	2
5.職員体制・職種・職務の内容	2
6.提供する保育の内容	3
7.給食等について	4
8.当園と保護者の連絡について	4
9.当園の利用に際し留意していただきたいこと	5
10.健康診断について	7
11.保育料	7
12.支払について(時間外保育料や実費徴収の料金)	8
13.保育利用の開始及び終了について	8
14.賠償責任保険の加入	8
15.嘱託医	9
16.緊急時の対応方法	9
17.非常災害時の対策	9
18.虐待の防止のための措置	9
19.要望・苦情等に関する相談窓口	10

1 事業の目的★

社会福祉法人賢儀天寿会 夢の子保育園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

2 運営の方針及び保育の目標

（運営の方針）

- ・入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」といいます。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、保育を行います。
- ・利用乳幼児の家庭や地域との様々な社会資源と連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

（保育の目標）

- ・心身共に健やかで、思いやりのある子ども
- ・自主性・協調性があり誰とでも遊べる子ども
- ・喜んで話したり、あいさつのできる子ども
- ・豊かな感性を持ち、創造性のある子ども
- ・自然や社会の事象に興味や関心を持ち、情操が豊かな子ども

3 当園の概要

法人種別	社会福祉法人
名称	賢儀天寿会 夢の子保育園
所在地	うるま市字宮里 855 番地
認可年月日	昭和 54 年.3 月 31 日
電話番号	098-973-7800
園長氏名	豊里 千恵子
利用定員（年齢別）	(0 歳)12 名 (1.2 歳)38 名 (3.4.5 歳)60 名
実施する事業の種類	乳児保育、時間外保育、障がい児保育等
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年 1 度実施し、サービス内容の向上に努めています。 ※自己評価の詳細については事務室に備えてありますので、いつでもご覧下さい。

※職員への研修実施は、県内外の外部研修に参加し、受講後は研修報告会、園内研修等において全職員で周知し知識や情報を深める事でスキルアップに努めています。

4 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日★

開園日	開園時間	保育標準時間		休園日
月曜日～金曜日 土曜日	7 時～19 時	保育提供時間	時間外保育時間	日曜日 祝祭日 6 月 23 日(慰霊の日) (年末年始) 12 月 29 日から 1 月 3 日まで
	7 時～18 時	7 時～18 時	18 時～19 時 (月～金)	
		保育短時間		
		保育提供時間	時間外保育時間	
		8 時～16 時	7 時～8 時 又は 16 時～18 時 及び 18 時 ～19 時	

※時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途、保育料が必要となります。

5 職員体制★

職 名	常勤	内)有資格者	非常勤	内)有資格者
園 長	1 人	1 人		
副 園 長	1 人			
主任保育士	1 人	1 人		
副主任保育士	2 人	2 人		
保 育 士	6 人	6 人	8 人	8 人
保 育 補 助			2 人	2 人
事 務 長	1 人	1 人		
調 理 員			3 人	2 人
看 護 師 等			1 人	1 人
嘱 託 医			2 人	2 人

(職員の職種、職務の内容)

(1) 園長

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。

(2) 副園長は、園長を補佐し、財務及び運営等に関する業務を行う。

(3) 主任保育士

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し保育内容について他の保育士を総括する。

(4) 副主任保育士

主任保育士の業務を補佐しつつ、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡、保育士の育成等の業務を行う。また、保育園の現状と課題をマネジメントと保育現場の両面から把握し、改善の提案等を行う。

(5) 保育士

保育士は、保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

・専門リーダー

主任保育士の業務を補佐しつつ、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡、保育士の育成等の業務を行う。また、保育現場の現状と課題について把握し、改善の提案等を行う。

・職務分野別リーダー

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。役職の業務内容を理解し、保育士としての資質向上をはかる。

(5)-2 保育補助は、保育士の下で、保育活動に必要な保育環境の整備や園児の見守りを行う。

(6) 調理員

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7) 看護師

看護師は、利用乳幼児の健康管理とケアを行う。その業務に従事し、計画の立案、実施記録及び家庭連絡等の業務を行う。役職の業務内容を理解し、看護師としての資質向上をはかる。

(8) 事務長

事務長は、園長・副園長の補佐をし、保育園内の経理事務及び、職員の研修育成等他事務一般の処理を行う。又、園児のアレルギー、感染予防対策、園児の発育状況、栄養関係等看護師の補佐を行う。

(9) 嘱託医師

嘱託医は、園児の健康(内科医)や歯に関する診断(歯科医)助言・指導を行う。

6 提供する保育の内容★

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 養護と教育の一体的な提供

保育士等は子ども一人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。

(2) 子育て家庭に対する支援

地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育園を目指し、地域の子育て力の向上に貢献していきます。

(3) 障害児保育

保育士は一人ひとりの心に寄り添い、個々の発達の状況に合わせた保育を行います。

7 給食等について

(1) 提供方針

給食については、すこやかな心身の成長及び全ての活動の源となる大切なものと認識しております。個々の年齢・性別・発達状況を把握し、適当なエネルギー及び栄養素量を設定しています。温かくゆとりのある食事時間の中で、保育士やお友だちと一緒に楽しく食事をしながら、人間的な信頼関係の基礎をつくる場となっています。

(2) 提供方法

給食は自園にて調理していますので、それぞれの子どもの成長・発達に合わせた食事など個別対応が可能です。子どもの噛む力を育て、スプーンや箸使いが上達していくように食材や調理法を工夫しています。

※毎月第3木曜日(誕生会)には、お弁当をお願いします。お弁当は食への関心を広げ家庭との連携となり、子どもたちにとってなによりのお楽しみです。

※但し行事等により日程の変更があります。

(3) 昼食・おやつ

県産品など地域性のある新鮮な食材を取り入れ、季節感を大切にしながら食体験を広げ良い食習慣が身に付くような献立となっています。前月1日に当月の献立表をお配りします。

・献立表には献立名、使用材料を記載しています

除去食を開始する際には医師の診断書(アレルギー疾患生活管理票、うるま市様式)を提出頂き確認後開始致します。

尚、6か月に1回、最低でも年1回は医療機関を受診し継続又は解除の確認をお願いします。

(4) 衛生管理等

- ・集団給食施設届出を旧石川保健所へ届出済みです。(昭和54年5月26日届出)
- ・水質検査を調理前、調理後1日2回実施しています。
- ・調理師及び乳児担当保育士は、毎月検便を行っています。
- ・常に清潔、衛生を心掛け安心安全な給食を提供しています。

8 当園と保護者の連絡について

- ・当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうためにコドモンアプリ(連絡帳)を活用します。月に1回の園だよりや、クラスだより(定期)を発行し月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。
- ・多くの保護者の方に園内行事に参加頂けるよう年間行事予定表(年度初め4月)に配布しますのでご確認ください。

9 当園の利用に際し留意していただきたいこと

(1) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の9時までに御連絡願います。

(2) お迎えが遅れる場合

お迎えが遅れる場合は、原則として随時の時間外保育扱いとなります。

保育標準時間の方は18時までに、保育短時間の方は16時までにご連絡願います。

(3) 毎朝の体調確認

登園前に必ず検温を行い、健康状態(熱、食欲、機嫌、発疹がないか等)の確認を行ってください。

(4) 発熱している場合について

熱が37.5℃以上ある場合は、登園を控えてください。(下記の一覧をご参照下さい。)

<発熱時の対応>

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
※発熱期間と同日の回復期間が必要 ・朝から37.5℃を超えた熱と共に 元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食・水分が摂れていない ・24時間以内に解熱剤を使用している ・24時間以内に38℃以上の熱が出た ※1歳以下の場合は平熱より1℃以上 高い時(38℃以上ある時も同様)	※前日38℃を超える熱がでていない ・熱が37.5℃以下で元気があり 機嫌が良い 顔色がよい ・食事や水分がとれている ・発熱を伴う発疹が出ていない ・排尿の回数が減っていない ・咳や鼻水を認めるが増悪していない ・24時間以内に解熱剤を使用していない ・24時間以内に38℃以上の熱はでていない	※38℃以上の発熱がある ・元気がなく機嫌が悪い ・咳で眠れず目覚める ・排尿回数がいつもより減っている ・食欲がなく水分がとれない ※熱性痙攣の既往児は医師の 指示に従う

(5) 与薬について

医療行為に当たるため原則として与薬は行いません。ただし、医師の判断により、治療のため薬の処方が必要な場合に限り、保護者の承認を得た上で個別に御相談させていただきます。

与薬の際は、必ず「与薬の依頼表」へ記入し、一回分の小分けしたお薬に園児名を記入して下さい。

※原則、与薬は1回分の量しかお預かり出来ませんので、ご了承下さい。

処方に関しては、保育園に通園している事を医師に相談の上、可能な限り(朝・夕)2回の処方をお願いして下さい。

(6) 急に時間外保育が必要な場合

保育標準時間の方は当日18時までに、保育短時間の方は当日16時までに御連絡をお願いします。

その際、時間外保育には料金が発生します。

(7) 感染症について

①麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園する場合は、医師発行の「登園許可証」を提出してください。

①※ 医師意見書（登園許可）を要する

（下記の一覧表をご参照ください）

病名	潜伏期	症状	登園のめやす	意見書
麻疹（はしか）	8～12 日	発熱、鼻水、くしゃみ、 発疹が顔、体に出る	解熱後 3 日を経過してから	医師意見書
風しん(3 日はしか)	16～18 日	発熱、発疹、リンパ線の腫れ	発疹が消失してから	医師意見書
水痘(水ぼうそう)	14～16 日	発熱、小さな発疹が全身に出る。感染力大	全ての発疹がかさぶたになってから	医師意見書
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	16～18 日	発熱、耳の下からあごにかけてはれと傷み	耳下腺、顎下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで	医師意見書
咽頭結膜熱 (プール熱) アデノウィルス	2～14 日	高熱が 4 日～5 日続き、喉の痛み眼のかゆみや充血	主要症状(充血・熱・咳)が消失して 2 日経過してから	医師意見書
流行性角結膜炎	2～14 日	目やに、充血、まぶたの発赤と腫れ	結膜炎の症状が消失してから	医師意見書
百日咳	7～10 日	咳こんだ後に「ヒュー」と長く吸い込む	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗生剤による治療を終了するまで	医師意見書
腸管出血性大腸菌感染症 (O157.026.0111 等)	10 時間～6 日	下痢、激しい腹痛、著しい血便発熱	医師の許可必要 2 回以上連続で便から菌が検出されない場合	医師意見書
急性出血性結膜炎	1 日～3 日	強い目の痛み、結膜の充血、目やにまぶたの内側の出血、目の腫れ等	医師により感染の恐れが無いと認められた場合 症状の消失後	医師意見書
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	4 日以内	頭痛、発熱、けいれん、意識障害、嘔吐	医師により感染の恐れが無いと認められた場合	医師意見書
結核	3 ヶ月～数十年	咳、痰、微熱、血痰、食欲低下、体重減少	医師により感染の恐れが無いと認められた場合	医師意見書

② ※保護者記入登園届を要する

(下記の一覧表をご参照ください)

病名	潜伏期	症状	登園のめやす	登園届
新型コロナウイルス感染症	3～5 日	発熱、頭痛、倦怠感、味覚異常、呼吸器・消化器異常	発症後 5 日経過し、かつ症状が軽快してから 1 日経過後	保護者記入
インフルエンザ	1～4 日	高熱、のどの痛み、咳、関節痛等	解熱した後 3 日を経過し、かつ発症から 5 日を経過	保護者記入
手足口病	3～6 日	発熱、手の平、足の裏や甲口の中に小さい発疹	発熱無く、普段の食事が取れる。発疹が増えてこない。	保護者記入
ウイルス性胃腸炎 ノロウイルス ロタウイルス	1 日～3 日	嘔吐、下痢	嘔吐・下痢が治まり、普段の食事ができる	保護者記入
ヘルパンギーナ	3～6 日	高熱、のどの痛み、咽頭赤い粘膜しん(便の中に 1 ヶ月程度ウイルスを排出している為注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響が無く、普段の食事がとれること	保護者記入
りんご病 (伝染性紅班)	4～14 日	頬に赤い発赤後、手足に網目状の発疹	全身状態が良いこと	保護者記入
とびひ	2～10 日	びらん、かゆみ、水疱	病院受診、内服薬や軟膏処置を受けている。患部はガーゼ等で保護する。	保護者記入
マイコプラズマ肺炎	14～21 日	乾性咳が徐々に湿性となり、次第にはげしくなる 咳・発熱、頭痛	発熱や激しい咳が治まっていること	保護者記入
带状疱疹	水疱を形成している間	軽度の痛み、かゆみ、水疱紅斑	すべての発しんが 痂皮(かさぶた)化していること	保護者記入
RS ウィルス感染症	4～6 日	呼吸器感染症で、乳児が感染した場合重症な呼吸器症状を生む	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	保護者記入
溶連菌感染症	2～5 日	発熱、咽頭痛、発疹	抗菌薬の内服後 24～48 時間経過後	保護者記入
突発性発疹	9～10 日	3 日程度の発熱の後解熱するとともに紅斑が出現し数日で消滅する	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと	保護者記入

② 感染症等の流行をサーベイランスで早急に把握し地域の情報を玄関に掲示、保健だよりで発信します。

10 健康診断等について

(1) 健康診断・歯科検診

年 2 回、嘱託医(内科医、歯科医)が検診をします。検診の結果については、家庭連絡帳や児童票(日々の成長記録)に記載します。

(2) 身体測定

毎月第 1 週目に身長・体重の測定を行います。結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。

(3) 尿検査

年 2 回、検査を行い病気の早期発見に努めています。結果については、検査報告書でお知らせし、児童票(日々の成長記録)に記載します。

(4) フッ化物洗口

歯科医指導の下、虫歯予防の為、食後 3.4.5 歳児は歯磨き後に、フッ化物洗口を行っています。

※開始前に保護者に同意(同意書)を得た上で実施します。

11 保育料★

(1) 基本保育料

支給認定をした市町村が定める保育料を市町村にお支払いいただきます。

(2) 時間外保育料

日割 300 円(1 時間を超えた場合は更に 300 円)、月割 3,000 円

(3) 実費徴収

① 3、4、5 歳児クラスの給食費

A (市民税所得割額 57,700 円以上世帯児童)

副食費 4,500 円+主食費 500 円=月額徴収額 5,000 円

B 副食費免除世帯(副食費 4,500 円市負担)

主食費 500 円 月額徴収額 500 円

※給食費徴収額は階層区分の変更により変動します。

②保護者会費 保護者会会則において決定する。

③その他 保育等の提供に要する実費徴収

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
新年度用品 (教材費等) ※1 回のみ購入	(個人用) カラー帽子、クレヨン・ハサミ等・粘土 お道具箱等※必要な教材は各クラスにより 異なります	1,000 円～6,000 円程度 ※物価変動等、諸般の事情で金額 が増減する場合があります。 ご了承ください。
月刊絵本	対象クラスのみ (月刊)	毎月 500 円～600 円

1 2 支払について（時間外保育料や実費徴収の料金）★

（1）現金払

- ① 時間外保育料 月割を利用の方は毎月 10 日までに担当者にお支払下さい。

（日割りの方は当日お迎えの時に担当者にお支払下さい）

- ② 3、4、5 歳児クラスの給食費 毎月 14 日までに担当者へお支払い下さい。

※尚、滞納の場合、保護者、当園、うるま市と相談後、同意の上で児童手当からの
充当をする場合がございます。

- ③ そ の 他 別途でその都度お知らせ致します。

1 3 保育利用の開始及び終了について★

保育利用開始につきましては書類審査や家庭状況の調査などにより決定します
（うるま市役所へ申込）また、以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- ① 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき

ア、出産の場合→保育実施期間は原則産前 2 ヶ月から産後 8 週間を経過する日の
翌日が属する月の末日まで

イ、就労予定の場合→ 勤務(復帰)確認後、継続
（育児休業復帰予定）勤務(復帰)していない場合、退園

ウ、求職の場合→求職開始から 90 日を上限として市が定める期間(保育実施)

保育利用の終了日の 15 日前までに勤務もしくは採用予定証明書を保育係まで
提出。勤務確認後、継続。提出が確認できない場合は、保育利用の終了日で退園

- ②該当書類の提出が期間満了月の 15 日までに提出(役所まで)されない場合は、退園と
なります

- ③保育園利用開始後に市外転出の場合

- ④その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

- ⑤小学校に就学したとき

1 4 賠償責任保険の加入

（1）保険会社

大同火災海上保険株式会社

（2）保険の種類

賠償責任保険

（3）保険金額

	1 事故につき支払限度額
施設管理及び用法によって被る損害	300,000 千円
生産物によって被る損害	300,000 千円

1 5 嘱託医

（1）内科

名称	医療法人 賢儀天寿会 うるま記念病院
所在地	うるま市字昆布 1832-397
電話番号	098-972-6000

(2) 歯科

名称	たけしま歯科・小児歯科
所在地	沖縄市知花 1-25・11
電話番号	098-939-4211

1.6 緊急時の対応方法★

また、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関で、しるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

外科	氏名	沖縄県立中部病院	
	所在地	うるま市宮里 2 8 1 番地	Tel.098-973-4111

1.7 非常災害時の対策★

消 防 計 画 作 成 (変更) 届出書	うるま市消防署 毎年4月初旬 届出			
	防火管理者		氏名 主任保育士 新垣登美子	
避難訓練	火災及び地震(津波)を想定した避難訓練（月 1 回）を実施します。			
防災設備	消火器具・自動火災報知設備・非常警報器具及び設備・消防へ通報する火災通報設備			
避難場所	第 1 避難場所	園庭	第 2 避難場所	中原小学校

・不審者については早期に危険を発見し、すばやく対応できるよう「不審者対応マニュアル」を作成し、園児の安全確保に努めています。

※不審者について情報があつた場合は、電話やメール等で保育園までご連絡下さい。

TEL 098-973-7800 メール yumeland@southernx.ne.jp

1.8 虐待の防止のための措置

当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

1.9 要望・苦情等に関する相談窓口

(1) 受付方法

面接・文書・電話等の方法で受け付けます。

(2) 受付担当者

氏名 新垣 登美子(役職 主任) Tel.973-7800

(3) 解決責任者

氏名 豊里 千恵子(役職 園長) Tel.973-7800

当園における保育の提供の開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

夢の子保育園 園長 豊里千恵子

代理人（保育士 _____ ）

私は、本書面に基づいて夢の子保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け
同意しました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者 住所 うるま市

①児童氏名 _____ 年齢 _____ 歳児

②児童氏名 _____ 年齢 _____ 歳児

③児童氏名 _____ 年齢 _____ 歳児

保護者 氏名 _____ 印

児童から見た続柄 (_____)